

弁理士 同友会だより



Vol. 16-1 2010. 12

(電子版第2号)

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ 30 周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」

会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」

会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」

会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」

会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより 平成22年度号(電子版第2号)目次

※各目次はハイパーリンクになっております。

同友会だよりの発行にあたって

平成22年度広報担当副幹事長	坂口 信昭	5
----------------	-------	---

弁理士同友会幹事長挨拶

平成22年度弁理士同友会幹事長	井澤 幹	6
-----------------	------	---

日本弁理士会正副会長会報告

平成22年度日本弁理士会副会長	山崎 高明	8
-----------------	-------	---

日本弁理士政治連盟会長報告

平成22年度日本弁理士政治連盟会長	古谷 史旺	10
-------------------	-------	----

平成23年度日本弁理士会役員定時選挙報告

平成22年度弁理士同友会役員協議委員長	丸山 英一	12
---------------------	-------	----

平成22年度日本弁理士会 センター長・委員長報告

知的財産支援センター長	小林 保	14
バイオ・ライフサイエンス委員会委員長	石埜 正穂	16
パテントコンテスト委員会委員長	飯田 昭夫	18
福利厚生委員会委員長	中村 盛夫	21
著作権委員会委員長	関 昌充	23

三役奮闘記(総務・会計)

平成22年度総務担当副幹事長	森 俊秀	25
平成22年度会計担当副幹事長	石川 憲	27

会員のひろば

弁理士会会長選挙結果のご報告と新たな決意	古谷 史旺	29
----------------------	-------	----

納涼会及び旅行会報告

福利厚生担当副幹事長	小野 友彰	30
------------	-------	----

会務報告

平成 2 2 年度会務活動報告	森 俊秀	・ ・ ・ ・ ・ 3 5
-----------------	------	---------------

同友会通信

テニス同好会	神崎 正浩	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
ジョギング同好会「エンペラズ」	大橋 剛之	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
女子ゴルフ部「C h e e r s ☆ゴルフ部」	太田 雅苗子	・ ・ ・ ・ ・ 4 2
野球同好会「パイレーツ」	小島 猛	・ ・ ・ ・ ・ 4 4

資料

平成 2 2 年度弁理士同友会役員等	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
平成 2 2 年度日本弁理士会役員等	・ ・ ・ ・ ・ 5 2
弁理士同友会会則	・ ・ ・ ・ ・ 5 6

編集後記 広報委員長 笹川 拓	・ ・ ・ ・ ・ 5 9
-----------------	---------------

表紙「題字」	田中 武文
「シンボルマーク」	早川 正広

電子版「同友会だより」第2号の発行にあたって

平成22年度広報担当副幹事長

坂口 信昭



今回の平成22年度同友会だよりは、電子版のみの発行になってから第2回目となります。

ご多忙の折、原稿の執筆を快くお引受け頂きました会員各位に、この場をかりて、厚くお礼申し上げます。

弁理士同友会は1974年（昭和49年）10月15日に上野精養軒において、「桜門弁理士クラブ10周年記念祝賀会」を開催し、翌1975年（昭和50年）7月に「桜門だより・創刊号」を刊行し、1992年（平成4年）12月の第17巻まで発行し続けられ、引続き1994年（平成6年）4月から2007年12月まで「弁理士同友会だより」第1～14巻が発行され、2008・2009年合併号から現行の電子版「同友会だより」に引継がれました。（従って、本年度は、電子版になってから第2回ということになります。）

上記会誌の歴史からも分かりますように、当会は、1964年（昭和39年）4月に桜門弁理士クラブ（初代幹事長・毛利政弘先生）として創立され、1994年（平成6年）4月1日より「弁理士同友会」に改称し、現在に至っております。

時流により、電子版になることによって、これからは随時会誌に触れることも可能となり、私のように膨大な書籍版を保存しておく必要もなくなりましたことは、喜ばしきことであり、末永く本会会誌が刊行され続けられるよう期待します。

最後になりましたが、笹川拓委員長をはじめとする広報委員会の皆様に感謝し、本会の益々の発展を祈念します。

以 上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成22年度弁理士同友会幹事長

井澤 幹



はじめに、弁理士同友会の会員の先生方、本年度も弁理士同友会の活動に多大なるご協力を頂き誠にありがとうございました。

平成22年度執行部は、当然の事ながら会長選挙を中心に邁進して参りました。また、会務運営としては最近の経済状況が極めて厳しいという点を考慮して参りました。その他、当然のことではあります。が、弁理士同友会が日本弁理士会を支える一つの会派として今後も重要なポジションを担っていけるかどうかを最重要の判断基準とするように心がけました。

(1) 日本弁理士会の会長選挙について

非常に残念ですが、古谷史旺会員を平成23年度の日本弁理士会会長にする事は叶いませんでした。

選挙では、同友会会員の皆様のご協力はもちろんのこと、西日本弁理士クラブ様から会派を超えた絶大なるご支援を頂いたこともあって1795票の獲得ができました。しかしながら、345票及ばず次点となり惜敗致しました（当選2140票、次々点1400票、次々々点141票）。

しかし、選挙を通じて得たものは多く、同友会内の結束力が強まり、西日本弁理士クラブからの信頼を獲得、「同友もやるじゃないか」という他会派からの評価を得る事ができました。

弁理士同友会としては、引き続き弁理士会を支える会派の一つとして、または、オピニオンリーダーとして次の政権を支え、必要であれば、2年後、会長候補を再度擁立できるような組織作りに取り組まれることを次年度以降にも期待をしております。

丸山英一先生をはじめとする選挙対策委員会の皆様、本当にお疲れさまでした。

(2) 支出の見直しについて

選挙以外の支出については、かなり削減できたと思っております。決して、同友会の活動自体が縮こまった訳ではなく、時代に則した会場選び・ペーパーレス化・効率の良い広報活動に励んだ結果だと考えております。

一昨年度の削減費を含め削減できた分を会員にどのように還元するかは、昨年度まとめる時間がありませんでした。が、会費の減額に向けるべきなのか、それとも周年事業などの積立に回すべきなのか、色々意見があるかと思ひます。これについては、新執行部を中心に活発な議論をして頂ければと思ひます。

(3) 組織強化について

新規会員の獲得として、著しい効果を上げられたかと言えそうではありませんが、会長選挙および組織委員会の活躍で口述練習会の他、昨年中止となった就職説明会（+その後の合格祝賀会）の復活開催を通じて得た入会予備軍は非常に増大したと感じております（大橋組織担当副幹事長・笹野委員長はじ

め組織委員の皆様、ご苦勞様でした。)

予備軍止まりになる理由は、前々から言われている会派所属の価値低下以外にも、新人研修が登録前研修となり、試験合格から弁理士登録まで数カ月を置いてしまう為、登録時には口述練習会・就職説明会、その後の合格祝賀会で与えた恩義が薄れてしまっている場合があり、勧誘のタイミング等々、新規会員獲得には困難を極めておりますが、こういった予備軍をどうやって取り込むかは、次年度以降に期待をしております。

(4) レクリエーションについて

今年も福利厚生委員会の皆様が大活躍されました。納涼会は屋形船、旅行会は浜名湖へと、恒例の紙飛行機大会が盛り込まれながらの素晴らしい企画に、若手はもちろんのこと先輩の会員からも大好評を得ておりました。小野担当副幹事長・田辺委員長をはじめとする福利厚生委員会の皆様、本当にお疲れさまでした。

その他、野球部「パイレーツ」は、毎年2敗（初戦と敗者復活戦）で夏を終えておりましたが、今年は、なんとベスト8まで勝ち進むという快挙を成し遂げました。パテントマスターズは7名参加しましたが、団体優勝は遠く…。業界初の女子ゴルフ部「C h e e r s ☆」は昨年以上に大活躍しました。その他、マラソン部「エンペランズ」、折り紙部、釣り部など、多くの部活が新設・復活されてきておりますので、皆様、部活動にも奮ってご参加頂ければと思います。

最後に、同友会会員の皆様の益々のご発展を祈念し、また、皆様の同友会及び日本弁理士会の活動への更なるご協力をお願いしまして、幹事長の挨拶とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

以 上

日本弁理士会副会長会務報告

平成22年度日本弁理士会副会長

山崎 高明



本年度、弁理士同友会よりの推薦を受けて、副会長を務めております。会長、副会長を含む執行役員は、それぞれの会派の推薦を受けておりますが、各会派の利益代表ではありません。あくまでも全会員（全弁理士）の委任を受けた執行機関であり、一会派の利益ではなく、全会員の利益を考えつつ、かつ、例規に従った行動を採らなければなりません。

私はそういうつもりで行動、発言してきましたので、各支部や委員会の一部との間にある種の軋轢が生じたことも確かです。これは仕方のないことだと思います。役員会が、会派、支部や委員会の意向に迎合してはいけないのです。

最近、「筒井大和会長の功績はなんだったのか」ということをよく訊かれます。筒井会長が2年前の選挙において掲げた「ビジネスサポートセンター」の設立は、弁理士法の制限などにより、当初想定していたような形での設立は困難な状況となっております。それでは功績はなんだったのかということになります。

一つには、将来に禍根を残すようなことをしなかったということが挙げられると思います。目立った積極的な功績はなかったのかもしれませんが、かといって、弁理士が困るようなことを始めてしまったということはありません。つまり、弁理士会を2年間無事に維持したといえると思います。

次に、去る12月3日の第1回臨時総会において、「特許等出願件数激減に対する緊急対応策」について決議を採ったことであると思います。この抽象的な決議については、種々議論があり、総会の議事も紛糾しました。曰く、「原因究明が先である」とか、「弁理士のエゴととられる」とか、「効果があるのか」といったことであります。皆さんも、この決議については、いろいろな意見や疑問があることと思います。

以下は、この決議を通じて、私が個人的に考察したことを述べます。

そもそも特許等の出願件数はなぜ減っているのか。確かに、日本への出願は減っているのですが、実は、日本企業の出願は減っていないのです。つまり、日本企業は、日本ではなく、海外への出願を優先させているという実態があるのです。これは、景気低迷などの一過性のものではなく、より根の深い問題です。

その原因はなにか。それは、「日本市場の魅力の低下」と「特許権の弱さ（不安定さ）」に原因があることは、間違いないと私は思っております。「原因究明」をするまでもないでしょう。

「日本市場の魅力」がなぜ下がっているのか。人口減少と購買力の低下です。若年層の減少が購買意

欲の低下に結びついていることは明かです。これに対しては、弁理士がなにかできるでしょうか。直接的な対策は、弁理士のみならず、誰にとっても困難なことです。つまり、弁理士がなにかできるとはいえません。

「特許権の弱さ（不安定さ）」とは、端的には、侵害裁判における特許法第 104 条の 3 の適用による特許無効の判断です。しかし、裁判官は、憲法第 76 条によって独立が保証されています。裁判官の判断に外部から口を挟むことはできません。しかし、この件につついては、個々の裁判官の判断が日本経済に影響していることは確かです。特許法第 104 条の 3 を廃止すればよいのかというと、この規定ができる前から、「無効理由のある特許権の行使は権利濫用」という判断が定着していましたから、規定がなくてもほぼ同じでしょう。それでも、弁理士は、より強い特許権が実現されるような法改正を求めてゆくことはできると思います。

いずれにしても、日本経済は、もはや従来のような成長路線には戻らないのではないのでしょうか。我々は、人口減少、市場縮小の日本で生きてゆかなければならないという覚悟をしなければいけないのかもしれないかもしれません。大企業は、もはや日本を見捨てて、生産現場のみならず、研究開発や設計等、技術、技能が求められる部門までも海外シフトを考えています。各個人や各企業の立場で考えれば、日本という国に固執する必要はないのです。

このような現象は、徐々に進行するのではなく、ある臨界を超えたときに急激に進展します。細かく見てゆくと、すでに臨界を超えてしまった事象があるのだと思います。

以 上

日本弁理士政治連盟会長報告

平成22年度日本弁理士政治連盟会長

古谷 史旺



会長に就任して1年半を終えて

～10年ぶりに現場復帰して感じたこと～

久しく離れていた現場に復帰して、先ず感じたことは、特許庁と日本弁理士会との関係である。

平成13年施行の現弁理士法では、弁理士会の会務運営の自主独立性が強化された筈なのに、一向に変わっていない場面に幾度となく遭遇させられた。

弁政連の政治的な動きは、瞬く間に特許庁の知れるところとなるから、総務部長には必ず事前に情報を入れておく。

情報は、総務部長に対し私自身で直接行くと決めている。人を介せば真意が伝わり難いし、コミュニケーションが図れない。その姿勢は10年前と変わらない。そういった中から信頼関係が生まれると信じている。

次に感じたことは、自民党から民主党に政権が移り、脱官僚に加えて小澤幹事長に権力が集中したことから、我々の政治活動に思わぬ制約がかかり、スムーズに運ばなくなったことである。おかげで、再々お願いしていた「弁理士制度推進議員連盟」の立ち上げが1年も遅れてしまった。

自民党時代であれば、会議には必ず関係省庁の責任ある立場の方々が揃っていたから、議員を挟んで対等にモノが申せた。しかるに、民主党になってからは、我々専門資格者を交えた会議そのものが開催されなくなり、対等にモノを言える場が閉ざされてしまった。

鳩山総理と小澤幹事長が退き、政調会が復活して、ようやく民主的な采配に期待が持てるようになったが、参議院議員選挙前の菅内閣総理大臣の消費税発言で民主党は選挙に大敗した。また、尖閣諸島沖の漁船拿捕に伴う船長の節操ない釈放で更にミソを付けてしまった。加えて、ロシア大統領の北方四島訪問に対する対応の遅れ、はたまた、閣僚の相次ぐ問題発言で内閣支持率は25%まで落ち込んだ。これでは政権がいつ潰れても可笑しくない局面である。

我々弁政連は、全方位外交を旨とし、自民党にも公明党にも太いパイプを築いてあるからビクつくことはないが、我が国の産業の復興が遅れてしまうことに、強い危機感を覚える。

特許出願件数の激減を何とかせよ！との弁理士会内の声も多く聞かれるが、産業の復興無くして出願件数の増大はあり得ない。

日本弁理士会が考えるべきことは、目先の特許出願件数の増大策ではなく、弁理士の目から見た我が

国産業の復興策でなければならない。政府の産業・経済対策に対する建設的な提言でなければならない。

目を転じて近くを見れば、弁理士の大増員、弁理士手数料の下落、特許パック料金制度、外国法事務弁護士の法人化、等々の問題が山積しており、どれ一つとっても、極めて政治色が強く、一朝一夕には解決できないものばかりではあるが、弁政連のネットワークとフットワークを駆使して、少しでも解決への道を探りたいと念じている。

それにつけても、弁理士同友会の会員を始め、すべての弁理士が弁政連の活動を理解され協力して後ろ盾となって頂かない限り、成り立たないことである。一層のご理解とご協力を切にお願いしたい。

以 上

平成23年度日本弁理士会役員定時選挙報告

平成22年度弁理士同友会役員協議委員会委員長

丸山 英一



“全員一丸となって戦った会長選”

〔委員会の構成〕

委員長 丸山 英一

副委員長 小川眞一 長内行雄 中村盛夫

委員 藤浪一郎 山木義明 旦 武尚 藤井稔也 笹川 拓 林 信之
本田 淳 大賀眞司

〔報告〕

本年度の役員協議委員会は、会長選挙に始まり、会長選挙で終わりました。委員の先生方、この一年間大変お世話になりました。感謝申し上げます。

まず、副会長選挙、常議員選挙、監事選挙について報告いたします。副会長選挙、常議員選挙、監事選挙は、無投票となり、弁理士同友会からは、以下の会員が当選しました。

副会長当選者 井澤 幹（12372）

常議員当選者（関東選挙区）

小林 保（07595）

田村榮一（08633）

監事当選者 中里浩一（07473）

立候補に際しては、中村盛夫先生と長内行雄先生が中心になり、多大な時間をかけて準備を進めました。この二人には特に感謝申し上げます。

次に、会長選挙について報告します。会長選挙は、委員の中で会長選対を構成し、その選対を中心に選挙準備、選挙運動を展開しました。

結果は、古谷史旺候補1795票で、1位の候補に、345票差で、2位でした。

この会長選の戦いの中身の詳細は、公表される範囲が不明であり検討を要するところでありますので、省略させていただくとして、簡単に経過を報告させていただきます。

古谷史旺候補の訴えた政策は、「1）魅力ある特許制度を取り戻すため、“審査優先”から“出願人（発明者）優先”の制度設計に、改革のカジを切らせます。2）出願審査請求料を半額にさせます。3）出願業務で一定の収入が得られ、社会的評価も高い、弁理士制度へ再構築します。4）弁理士の大幅な増員に反対します。5）徹底的に会務の無駄を排除して会費の値下げに繋がります。」というものでした。料金

問題に関しては、踏み込んだ政策も訴えました。

これらの訴えは、選挙戦の中で、確かな手ごたえがありました。選挙戦の最中、たくさんの応援電話がありました。

弁理士は、今、厳しい状況にあるんです。企業に容赦なく首を切られた弁理士、それに対して何もできない日本弁理士会の現状をせつせつと訴えているんです。その訴えを耳にしたとき、古谷候補は何がなんでも、今の弁理士の現状を救いたいと思ったんです。

一方では、何不自由ない優雅な弁理士もいるんです。何をしたら変わらないよ、と言って皮肉るんです。それが現状です。

古谷候補は、大派閥の候補に肉薄したのですから、悲痛な叫びを行っている多くの弁理士の期待に、応えてくれる日がきつとくることを信じていたいと思います。

古谷候補に対して、西日本弁理士クラブの先生方の絶大なる支援を頂きました。期待にこたえることができなくて本当に申し訳ありませんでした。

また、派閥に属していない多くの弁理士の方々にも多大なるご支援を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

連合について、若干報告しますが、選対委員長として、いや、普通の人間としての人生においてもめったに経験できないことを経験させていただきました。

弁理士同友会は、会長選出母体としての上部組織、連合に属しています。今回の会長選では、連合の相手方（弁ク）は、一旦は、自前（弁ク）の会長候補を出し、政策も外部に発表していました。この段階までは、我々選対は、我慢の限度の範囲と認識していました。しかし、選挙間際になって、自前（弁ク）の候補を下し、よりもよって日弁の候補を推薦することを機関決定したというのです。この仕打ちらは、普通の人間としての人生においてもめったに経験できないことであります。皮肉にも、1位と2位の差が345票差ですので、弁ク200の数で勝敗を決めているとも言えます。

最後に、多くの弁理士同友会会員から、多数の交渉票をいただきました。多数の若手弁理士同友会会員の選挙協力もいただきました。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

最後の最後になりますが、小川先生、長内先生、井澤幹事長、本当にお世話様でした。

以 上

平成22年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

知的財産支援センター

知的財産支援センター長

小林 保



知的財産支援センターの現況

2009年4月から日本弁理士会知的財産支援センターのセンター長を務めさせて頂いており、今年度（2011年3月）で2年の任期を満了することになります。この知的財産支援センターは、正副会長会の付属機関で、特許制度昂揚普及委員会から発展したものであります。この日本弁理士会知的財産支援センターのセンター長として、知的財産支援センターの現況について説明したいと思います。

1. 知的財産支援センターの組織

知的財産支援センターは、4月に立ち上げ、直ちに活動が開始される委員会で定員90名からなり、センター長1名、副センター長8名、運営委員81名（うち、部長5名）で構成されています。この知的財産支援センターに所属する委員は、運営委員と称しており、あくまでも、実際の支援を行う人（例えば、講師）の事前の段取り、当日のサポートを行うものであります。実際に、現場で講演を行ったり、講師を務めたりする人等を支援員と称しており、運営委員とは一線を画しております。この知的財産支援センターは、総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部、第3事業部の5つの事業部に分かれています。

総務部は、知的財産の普及昂揚のための広報活動、各部間の調整、知的財産支援センター内の関係例規の整備・運用、支援員データベースの整備等を行う事業部です。出願等援助部は、日本弁理士会が資力に乏しい個人に対し、出願等に対する資金援助を行うとしている事に対して、出願等の援助申請があったときの審査、援助制度、援助規則に関する検討などを行う事業部です。第1事業部は、知的財産の啓発、教育、指導、相談（具体的には、発明相談、各種イベントへの協力、セミナーによる啓蒙普及）、寸劇の上演、小中高等学校の出張授業等を行う事業部です。第2事業部は、外部機関の講演会等への講師派遣、相談員の派遣（特許流通フェア等）、ITベンチャーの支援等を行う事業部です。第3事業部は、中小企業向けの情報収集事業（例えば、各自治体が行っている出願支援の調査）、支援員向けの研修、地方自治体支援等を行う事業部です。

2. 知的財産支援センターとしての活動

知的財産支援センターの支援活動は、知的財産支援センターが独自に行う支援と、各支部からの要請

に基づいて行う支援とがあります。知的財産支援センターの独自の支援活動としまして、全国一斉無料知的財産相談会があります。この全国一斉無料知的財産相談会は、現在発明の日に行われ、全国一斉に行うのが特徴となっております。昨今、発明協会等の無料発明相談が頻繁に行われており、目新しいことでなくなっております。この全国一斉無料知的財産相談会、各支部で行っている無料発明相談、発明協会等の無料発明相談と、数多くの場所で無料発明相談が行われていることから、発明相談は、無料なものとの観念が定着しており、本来優良であるべき発明相談で相談料の請求が難しくなっているのは紛れもない事実であります。

弁理士会主催の全国一斉無料知的財産相談会は、費用が掛かり過ぎるし、相談に来る人も集まらない状況となっており、開催の意義が無くなっているという批判がでていうことも事実です。そこで、常時行う発明相談は、有料にすべきであるという意見が会員から出ています。もし、通常業務として行う発明相談を有料にするということになれば、弁理士会主催の全国一斉無料知的財産相談会の開催は、弁理士の日という特別なイベントとして定着し、その意義は認められるものと考えられます。

もう1つ問題があります。知的財産支援センターの支援活動と、各支部が行う支援活動との間に有機的な連携が採られていない点であります。外部から見ますと、知的財産支援センターの支援活動も、各支部の支援活動も共に弁理士会の知的財産支援活動と写ります。したがって、知的財産支援センターの支援活動と、各支部の支援活動とが重なって行われたり、知的財産支援センターの支援活動と、各支部の支援活動との間に齟齬が生じますと、外部からは、弁理士会の知的財産支援活動の統一性が疑われることになります。さらに、各支部は各支部で独自の知的財産支援活動を行うことができ、知的財産支援センターの意向とは無関係に行動することが認められています。そうしますと、知的財産支援センターの与り知らないところで知的財産支援活動が行われることになります。このような状況は、徹底されて、各支部における知的財産支援は、各支部が独自に行うということになれば、知的財産支援センターの役割は終えたと考えております。このような各支部における知的財産支援を、各支部が独自に行うということになれば、それが弁理士会における知的財産支援の理想的な形ということになるものと考えております。しかし、支部には、力のある支部と、力のない支部とがあり、そのアンバランスな所をどうするのか問題であります。この力のある支部と、力のない支部との隙間を知的財産支援センターが担うというのであれば、そのような役割を担う知的財産支援センターとして組織を変えていくべきであると考えております。このような意味では、知的財産支援センターは、岐路に立たされているといえます。

産業界におきまして、日本弁理士会の知的財産支援は、不可欠であると考えております。どのような形になるにしても、日本弁理士会の知的財産支援活動は、なくなることはないと考えております。

このような日本弁理士会知的財産支援センターの活動に対しまして、弁理士同友会の会員の皆様のご協力を是非御願います。

以 上

2010. 12. 11 記

平成22年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会委員長
弁理士同友会北海道委員

石埜 正穂



昨年度に引きつづきバイオ・ライフサイエンス委員長を担当させていただいておりますこと、関係各位のご尽力に感謝いたします。委員会の活動内容につき、簡単にご報告させていただきます。

バイオ・ライフサイエンス委員会では、昨年と同様、次の5つの諮問事項について各部会ごとに、それぞれ担当の副委員長が中心となって調査研究を行っております。

1. バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究
2. バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究
3. 生物多様性条約に関する調査・研究並びに植物新品種の保護・強化に関する調査・研究
4. 日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査・研究
5. 大学発バイオ知財の日本弁理士会におけるサポート体制の構築に関する企画・調査・立案・研究

本年度取り組んでいる具体的な調査研究内容を簡単にご紹介しますと、諮問事項1では、記載要件、進歩性など最近の知財高裁の判決における判断・判旨と審査、審判の審理の乖離について検討しています。諮問事項2では、抗体医薬特許について3極の審査実務の比較を行っています。諮問事項3は、今年名古屋でもCOP10が開催され、目下注目されている生物多様性条約を知的財産の側面からフォローしています。諮問事項4は昨年を引き続きiPS細胞関連の重要出願をウォッチするとともに、中国のバイオベンチャーやバイオクラスターの調査も行っています。諮問事項5は佐藤辰彦先生の肝入で追加された初年度は東北大TRに関連した東北経済産業局の知財戦略調査事業の支援を行いつつ、弁理士会の中でチームを組んでこのような事業に取り組む場合の課題抽出を行いました。2年目となる本年度はバイオ委員会とは独立したプロジェクトチームが東北大TRの事業に取り組むこととなりましたので、委員会では全国の各大学にアンケートやヒアリングを行いながら、弁理士会としてどのような大学の知財創出を支援していくことが可能かを検討しています。

委嘱事項としては、次のようなことを行っております。

1. 文部科学省 iPS 細胞等研究ネットワークへの講師派遣（通年）
講師派遣については、専門性を求められることから、当委員会を中心に候補者の人選を行い、支援センターに情報提供しております。
2. 大学技術移転協議会 UNITT2010 における弁理士会協賛セッションの開催（9月）

本件はバイオ委員長がモデレータとして阿部誠二氏、大竹秀彦氏、一入章夫弁理士を招き、「ライフサイエンス研究成果の権利化・活用と問題点」というタイトルでセッションを開催しました。

3. 日本知的財産協会のバイオテクノロジー委員会との交流会（11月）

恒例となった交流会ですが、年々内容が充実してきております。本年度は弁理士会から「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究」および「米国 Bilski 事件 CAFC 判決に沿って特許適格性が判断されたバイオ関連発明の検討」について、知財協から「再生医療ビジネスの特許保護と再生医療関連発明の審査の現状」についてのプレゼンがなされ、活発な意見交換がなされました。

4. パテント誌への掲載（7、8月）

今年も昨年にひきつづきパテント誌の7月号に特集を組んでいただき、昨年度の諮問事項1、2、および3の調査研究の内容の一部を紹介させていただきました。また、諮問事項5の東北TR支援の件が、パテント誌の8月号に掲載されました。

以上、バイオ・ライフサイエンス委員会の概要をご紹介しました。当委員会では産業政策上重要であり、かつ「医療方法」「医薬用途発明」等の特殊な事情を孕む医科学系知財を対象として扱っておりますことから、法律や審査基準の改正に絡む政府の審議会・委員会等の進捗に関連するなどして、弁理士会の立場や意見を表明するための重要な委嘱事項もしばしばおりてきます。当委員会の責任の重さと、一層のレベルアップの必要性を強く感じているところです。今後もひきつづき精力的に活動をつづけていく所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。

以 上

平成22年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

パテントコンテスト委員会

パテントコンテスト委員会委員長

飯田 昭夫



「若き発明者・プロダクトデザイナーを育成する」夢のある委員会！

「若者を育てる日本弁理士会の社会貢献活動」にご理解と協力を！！

パテントコンテスト委員会とは？

パテントコンテスト委員会は、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・（独）工業所有権情報研修館（以前は発明協会）の四者が主催者となって開催している「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業を日本弁理士会として支える社会貢献度の高い委員会で、委員数は15名で構成されている。この委員会活動の前提となる主催者連絡協議会が別に開催され、それに基づいて委員会活動もなされるものであり、担当副会長又は執行理事、委員長及び副委員長は開催される主催者連絡会に参加することが必要となる結構忙しい委員会活動である。

パテントコンテストとは？

「パテントコンテスト」は、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的としたもので、平成14年プレパテントコンテストの開催にはじまる。その後一時低迷の危機が発生したので、共同主催者の発明協会を工業所有権情報・研修館に変更して、現在に至っている。このコンテストは従来技術の検索と発明との比較、明細書の作成、電子出願を弁理士の個別指導の下で本人が行うことにより、特許取得までの手続きの体験を行うものである。

デザインパテントコンテストとは？

平成19年、意匠についての教育も必要であるとしてプレデザインパテントコンテストの実施を、特許庁意匠課の山田審査官（現在は審判官）と協議し実施にこぎつけました。当初意匠法・意匠権に関するセミナーを受講したことを応募の条件にしたコンテストでああったが、昨年の第1回デザインパテントコンテストの応募状況が少ないことを考慮し、応募資格を緩和した。条件は①意匠権セミナーの受講、②映像コンテンツの視聴、③産業財産権標準テキスト（意匠編）の学習のいずれかを行った者でよいことになった。

委員会活動は？

パテントコンテスト委員会は、上記4者からなるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの主催者による主催者会議で定められた事項の中で、弁理士会が行うべき事項（セミナーの開催・周知活動・第1次選考及び応募者へのコメント作成・書類作成、出願手続きの指導等）を実行することにある。

本年度の応募件数は、パテントコンテスト333件、デザインパテントコンテスト113件であった。パテントコンテスト応募事案については、委員会を開催して一次審査を行った。半日かけての審査である。一次審査を経た案件は、(独)工業所有権研修・情報館により、先行技術審査が行われ、その評価が付された案件は、パテントコンテスト選考委員による事前審査に付された。その事前審査の結果に基づき平成12月2日に開催された選考委員会で最終審査が行われ、採択案件と日本弁理士会会長賞の案件が決められた。最終審査で採択されなかった案件と、一次審査で落ちた案件にはそれぞれ、委員会委員によるコメントが付されて返却される。全件であるので結構大変な作業である。

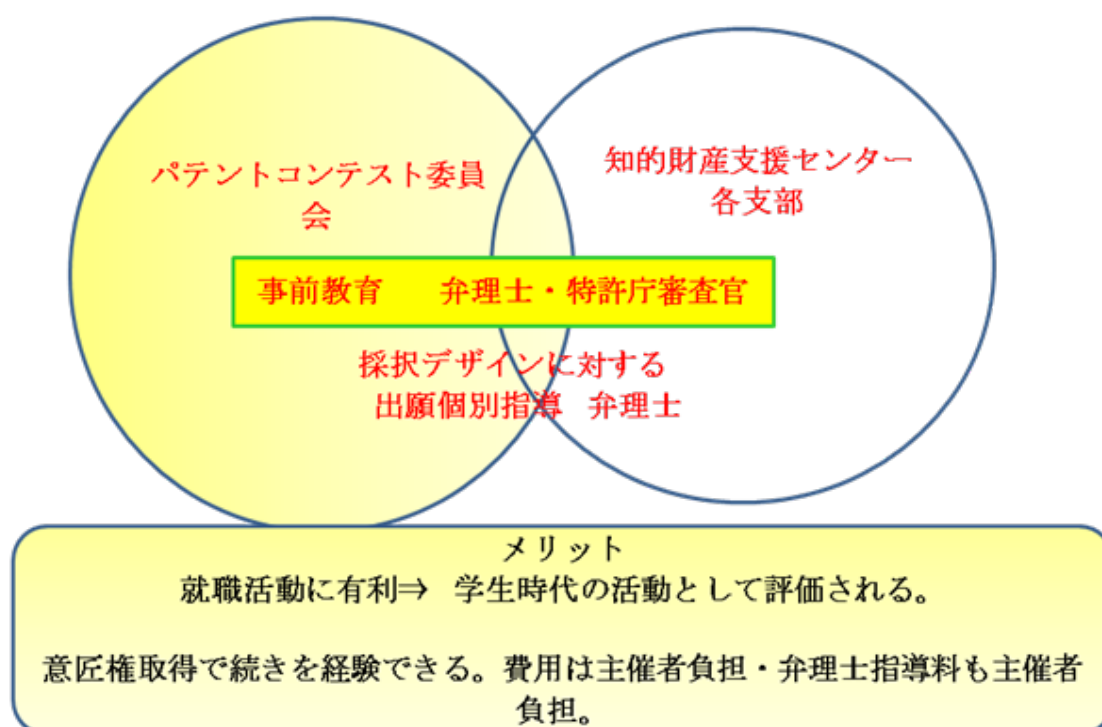
デザインパテントコンテストに関しては、本年度は一次審査を特許庁意匠課が担当したので、委員会としては昨年より楽であったが、非採択案件については全件弁理士会によるコメント作成であり、二次審査に係わるのが委員長・副委員長のみであるので全件2人でコメント作成をしなければならず多忙である。

委員長は両コンテストのコメント作成に関与しなければならないので多忙であるが、未来の発明家・技術者及びプロダクトデザイナーを育成すると思えば、無理な作業も楽しくこなすことができるので、是非、この委員会で活躍して頂ける同友会会員が増えることを期待する。

尚、本委員会が新聞記者に説明したパワーポイント資料の一部を参考までに添付する。

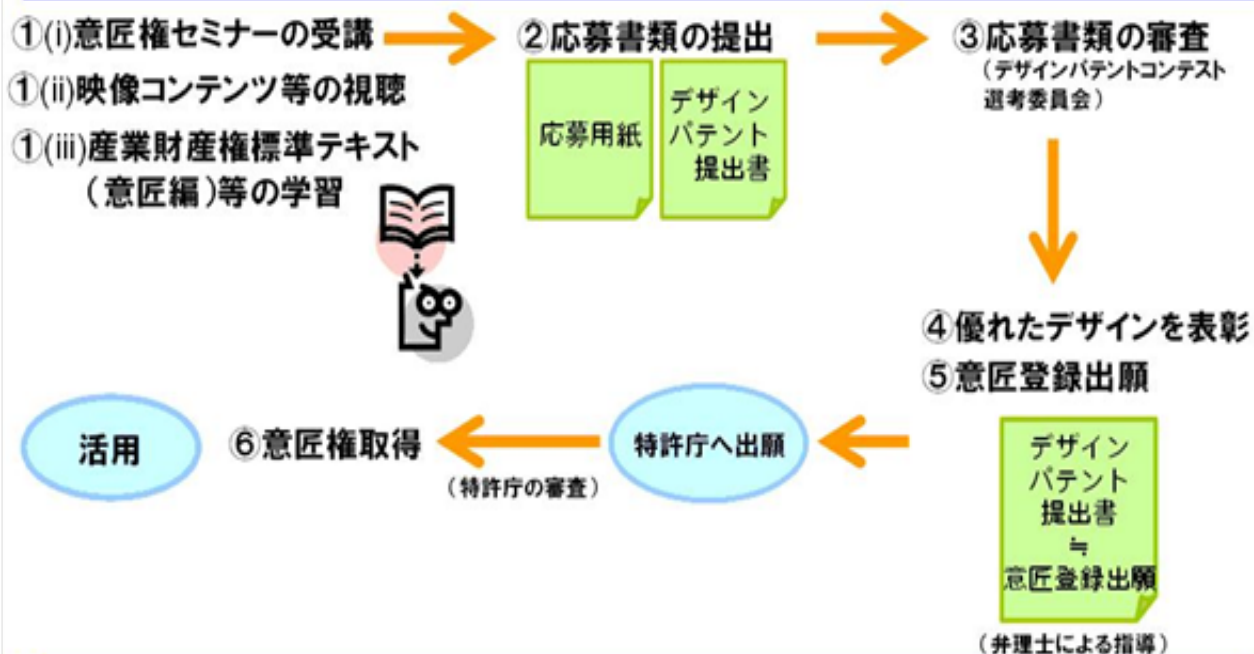
以 上

知財教育を前提としたコンテスト



平成22年度デザインパテントコンテスト開催のお知らせ

■デザインパテントコンテストの流れ■



…………… [主催者側にて負担します] 意匠登録出願料、意匠登録料(第1年分)……………

応募受付期間 平成22年7月1日(木)から10月1日(金) 最終日の当日消印有効

平成 22 年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

福利厚生委員会

福利厚生委員会委員長

中村 盛夫



昨年度【平成 21 年度】の委員から、本年度は委員長を仰せつかった。同友会からは担当副会長の山崎高明先生(昨年度 委員)、委員には小林 保先生がおられた。

これまでの委員会における討議の結果、中間報告書および答申書を提出している。

中間報告書は、「審議委嘱事項 2. 日本弁理士会における福利厚生事業のあり方についての調査・検討(福利厚生委員会のあり方についての検討を含む)」の、特に括弧書に含まれる委員会の定員に関し、繁閑に合わせた柔軟な人員構成とできるよう、これまでの委員 15 名(福利厚生規則 5 条 2 項)から 20 人以内と改正するものである。第 1 回臨時総会の第 1 号議案となり議決承認されれば、次年度から施行される。

答申書は、数年前からの懸案事項で、昨年度の答申書を受け本年度 800 万円の予算が計上された、諮問事項 1.「会務活動中の事故・傷害(移動中の事故・傷害を除く)について補償の対象とする保険(一時的な加入をする形態の保険を含む)への加入及びこの保険を利用する制度の構築」に関するもので、紆余曲折があつて慎重に審議し 11 月 10 日に提出した。

平成 22 年 11 月 17 日執行役員会で承認され、答申書に付された弁理士会災害補償規則(内規)が例規委員会に諮問されているが、AIU 保険会社と 12 月加入の契約をする予定。

諮問事項では、移動中の事故・傷害を除くとしているが、これを外すと保険加入の意義が失われるので含ませている。前年度答申を受けた予算でも移動中は含まれている。

保険は、会長及び調査室のメンバーはスーパー任労(グループ傷害保険)、その他の会員は行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険(レクリエーション保険)とした。

レクリエーション保険の保険料は 1 日 1 名あたり 50 円で、延べ稼働人数 36,009 人として 1 年間で 1,800,450 円、グループ傷害保険の対象は会長及び調査室のメンバー 7 名で 1 年間 73,150 円となる。AIU 保険会社としたので、予算の略四分の一の金額ですむことになる。

補償内容は概ね、死亡後遺障害では 1,000 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円である。この保険で国内での事故・傷害はカバーされるが、宿泊を伴う場合、宿泊中の傷害及び国外は除外される。

弁理士業務の傍ら会務をなす会員には、日本弁理士会(支部を含む)役員、委員、所長・センター長、議長、室長以下組織の構成員、研究員、支援員、評価人、調停人、仲裁人、相談員、講師などが含まれ

る。

そのほかに、他の組織の下での活動であっても日本弁理士会に推薦乃至派遣の依頼があれば含まれるとした。そこで、試験委員、審議会の委員、地方公共団体、発明協会、経済産業局、知的財産研究所などで講師、委員として活動する場合にも対象となる。

会務を広く捉え、総会(支部を含む)への出席、本会総会の支部での視聴まで含むようにしている。

研修会への出席、日本弁理士会が関与しない他の組織での相談員、講師活動や、弁理士業務の傍らではなく転職というべき裁判所調査官、特許庁の審査官、審判官、税務調査官などへの就任は含まれない。さらには開設事務所における運営弁理士の活動も含まれない。

審議委嘱事項1. には「日本弁理士会において共済制度を継続するための方策の調査・検討」がある。

無認可共済を復活させることのできる「保険業法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が平成22年11月12日国会で可決成立している。

法律の施行及び具体的手続きを定める政省令の公布が未定であるので、日本弁理士会として旧共済制度を復活させるための方策は五里霧中で、次年度の委員会に委ねざるを得ない。

審議委嘱事項2. に関し、中間報告書以外の事項についての報告書は、平成23年に提出する予定である。

以 上

2010. 11. 19 記

平成22年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

著作権委員会

著作権委員会委員長

関 昌充



1. 概要

著作権委員会の活動の概要は、著作権に関する国内外の動向の調査・研究（諮問事項1）、著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究（諮問事項2）、著作権に関する関係官庁、諸団体等への対応（委嘱事項3）等となっており、調査・研究の成果については、例年、パテント誌・日本知財学会（学術研究発表会）等で発表しています。

また、対外的な活動として、パブリックコメント等に対する意見作成、不正商品対策協議会のイベント等への協力、(社) コンピュータソフトウェア著作権協会の部会に対する委員の派遣等を行っています。

2. 本年度の委員会

本年度は、数多くの委嘱事項に優先順位を付け、「できる範囲で」という方向性の下、4つの部会に分かれて以下のような活動を行っています。

第1部会 主として海外の著作権関連の研究

第2部会 主として国内の著作権関連の研究

第3部会 判例研究

第4部会 コンテンツ分野の著作権関連の研究

第1部会では、日本のコンテンツの海外展開を視野に入れ、国際裁判管轄・プログラムの登録制度等の海外の制度の調査・研究を行っています。

第2部会では、著作権と他の産業財産権との関係等について、調査・研究を行っています。

第3部会では、例年行っている判例抄録の作成と、重要判例の紹介を行っています。

第4部会では、コンテンツに関連した地域の活性化等の調査・研究を行っている他、一般向けの啓発活動として、コンテンツホルダーである企業等へのヒアリングを行い、その結果と著作権に関するQ&Aをイベント（ワンダーフェスティバル）のカタログに掲載していただいたり、不正商品対策協議会のイベントで配布していただいたりしています。

3. 業務標準（著作権部分の概要）

また、本年度は、各部会の活動に加え、弁理士業務標準の著作権部分の原案の作成も行っています。

以下、著作権委員会で作成した原案の構成の概略を示します。
(※原案ですので、内容が変更される場合もあります。)

第1 はじめに

「著作権が難しい原因を簡単に分析してみました。」

第2 想定される弁理士の業務

「標榜業務：契約代理、民法上認められる業務：登録代理等」

契約代理については、基本は他の産業財産権と同じなのですが、著作権に関する部分については、文化庁の「誰でもできる著作権契約」等が参考になります。

「誰でもできる著作権契約」(文化庁)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

登録代理については、プログラムの著作物についてはS O F T I C、それ以外については文化庁で扱っている。

著作権は創作(表現)が完成すれば自動的に発生するので、権利の発生自体の登録はないが、登録を受けておいた方がいい場合もあるので、業務標準においても登録制度の概要を説明している。

「制度と手続きの概要」(S O F T I C)

<http://www.softic.or.jp/touroku/gaiyou.html>

「著作権の登録制度について」(文化庁)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html

第3 留意点

著作権分野の業務は、著作権制度自体の複雑さの他に、弁護士法72条との関係や権利者団体に対する対応等、デリケートな対応が必要になりますので、留意点等について簡単に説明してあります。

4. 今後

この原稿執筆時点で、残り3月余の任期があります。

個人的には、安易なレジメ的な資料の作成には賛同できないのですが、さりとて、著作権関連の業務能力を向上させるための指針を何も示さないのも問題かと思いますので、業務標準等を補完すべく、学習ガイドのようなものを作成し、業務の一助としていただけるように考えております。

以 上

三役奮闘記（総務）

平成22年度総務担当副幹事長

森 秀俊



総務雑感

平成22年度総務担当副幹事長の森俊秀です。

昨年度は福利厚生副幹事長を務め、今年度は常議員だから執行部入りはまずないだろうと高をくくっていましたが、「所長の内諾は得ている」、「(会長選挙に出馬する) 所長をサポートするために是非」などと井澤幹事長に外堀内堀を埋められてあえなく総務を引き受けることになりました。私も同友会に入会してから10年以上がたちますが、福利厚生副幹事長となるまで数年の間、同友会にほとんど顔を出さずにフェードアウトしかけておりました。そのため、同友会の活動がろくに分かっていない状態からのスタートとなり、総務の前任者でもある井澤幹事長に多大な負担をかけつつ、なんとか任期を全うできたというのが正直なところです。しかし、今更ですが、総務の人選は他になんとかならなかったんですかね？

今年度は特に同友会から古谷候補を擁立して会長選挙に臨んだため、例年になく執行部があわただしい一年でした。残念ながら古谷候補を会長にすることは叶いませんでしたが、古谷候補の理念に賛同する多くの方々から1795票を獲得できたことで、選挙母体としての同友会の存在を各会派に示すとともに、次につながる結果は残せたと思います。丸山先生をはじめとする選対の先生方本当にお疲れ様でした。ただ、選挙も含め、同友会の意見を強く発信していくためには、同友会の組織力を今後いかに強化していくかが大きな課題であると思います。

いまさら指摘するまでもありませんが、近年は弁理士増加の一方で、会派のメリットがみえにくいせいか弁理士の会派所属率はますます低下する傾向にあるようです。しかし、年代や立場の異なる弁理士が交流を図る場として会派の機能は十分な価値があると個人的に思っています。また、所属する先生方の人柄のよさ、アットホームな雰囲気という点で同友会は非常にいい会派であると思っています。

反面、総会・幹事会などの行事でお会いする先生方もだいたい同じメンバーとなっており、また行事の出欠のお返事を下さる先生もあまり多くはなく、同友会は本当に大丈夫かとやや不安に思っていたのも事実です。かつての私のように同友会の活動はもういいやとお考えの先生方、お忙しいとは思いますが

がたまにはお顔を見せて頂けると幸甚です。ついでに、不景気のせいか会費の集まりもあまりよくないようですので、未納の先生方何卒ご協力お願いします。

最後になりましたが、一年間お世話になりました執行部の先生方、また会務の運営にご協力頂いたすべての先生方に厚く御礼申し上げます。また、私自身、今回の経験を何らかの形で同友会の活動にフィードバックしてゆくことができればと思います。

以 上

三役奮闘記（会計）

平成22年度会計担当副幹事長

石川 憲



平成22年度会計を担当させて頂いておりました石川です。昨年から会計を担当しておりましたので、2年間会計を担当しました。本年は、会長選挙ということもあり、例年以上の支出が見込まれる中、一年間本会の活動を滞りなく行うことができたのは、昨今の厳しい経済環境下においても本会会員の皆様の会費納入のご協力による賜物であり、この場をお借りして会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、上述しました通り、会計を2年間継続して担当しましたが、ひょっとすると会計を2年間継続して担当するのは、私が初めてかもしれませんので、この場を借りて2年間の振り返って良い点と悪い点を挙げてみようかと思います。

まず、良かった点について述べます。

第一には、会計会務について熟練することです。さすがに2年も経験すれば、作業にも慣れるので、作業効率は、昨年に比べますと格段に向上しています。作業時間が短くなるので、自身の仕事に与える影響が減るので、効率的に時間を使えるようになりました。

第二には、予算を立てやすくなったことです。決算と予算案との間には隔たりがあり、まだまだ、精度の点については改善の余地がありますが、お金の流れや、年中行事が頭に入っているので、どのタイミングでどの程度の支出があるかが分かり、予算を立てやすくなりました。

第三には、決算には、執行部の意思が表れることを知ったことです。どういうことかと申しますと、執行部の顔触れによって、支出額が大きく変わる項目があるということです。どのような事業に力を入れたいかによって、決算額も変わってくるもので、このように言うと、当たり前に思われるかもしれませんが、多年度に亘って決算額を比較してみますと、時の執行部がどのような考えを持って会務を運営してきたかが分かります。面白いもので、良いも悪いも決算には、性格と言いますか、そのようなものが現れるのですね。

次に、悪かった点について述べます。

作業の慣れによる油断でしょうか。会費納付期限は、12月31日となっており、例年、7月から8月に一回目の会費納付のお願いを送付し、未納の会員へ注意の意味で11月中旬頃にもう一度会費納付のお願いを再送するのですが、再送を危うく途過しそうになりました。慣れによって緊張感がなくなる

と、こういうことになるとの典型ですね。

また、1年目は、請求があると処理をすぐに行っていたのですが、2年目は、週単位でまとめて処理を行うようにしました。1年目では、請求書が回ってくると、会計処理をしていたので、銀行に出向き振込を終えて職場に戻った直後に、請求書が配達されることがままありましたので、これに懲りて週単位で処理をするようにしたのですが、結果、大変申し訳ないのですが、立替して頂いている先生方への振込が少々遅くなりました。この場を借りてお詫び申し上げます。

以上、2年間会計を担当して感じたことを披露させていただきました。最後になりましたが、昨年引き続き、幹事長はじめ本年度執行部の先生方には、会計上のことでご助力を頂きました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以 上

会員の広場

平成 23 年度 日本弁理士会

会長選挙結果のご報告と新たな決意

古谷 史旺



去る 11 月 5 日(金)に開票された会長選挙の結果は、選挙管理委員会から 11 月 18 日付で通知されたのでご承知と存じますが、各候補者が獲得した票は、奥山尚一氏(2140 票)、古谷史旺(1795 票)、丸島儀一氏(1400 票)、森哲也氏(141 票)でした。

その他に、11 月 1 日(月)及び 2 日(火)付で投函されながら、5 日(金)及び 8 日(月)に到着したため、未開票扱いにされた票が 600 を超えたと側聞しております。

いずれにせよ、選挙期間中には、郵便、電話、FAX 等で大変お騒がせしたこと、改めてお詫び申し上げます。また、ご支持頂きました各位には、心からお礼申し上げます。不本意な結果に終わり、誠に申し訳なく思っております。

しかし、私が下記に掲げた 5 つの課題は、選挙が終わっても、私どもの頭上に重くのし掛かっている状況に変わりはありません。

それらを払拭させるまで、努力を継続させて頂くことを、改めてお誓い申し上げ、感謝の気持ちとさせていただきます。

記

- 1) 魅力ある特許制度を取り戻すため、“審査優先”から“出願人(発明者)優先”の制度設計に、改革のカジを切らせます。
- 2) 出願審査請求料を半額にさせます。
- 3) 出願業務で一定の収入が得られ、社会的評価も高い、弁理士制度へ再構築します。
- 4) 弁理士の大幅な増員に反対します。
- 5) 徹底的に会務の無駄を排除して会費の値下げに繋がります。

以 上

平成 22 年度納涼会及び旅行会報告

納涼会「屋形船から東京の夜景を満喫する夕べ」

旅行会「浜名湖・館山寺温泉を巡る旅」

福利厚生委員会

担当副幹事長 小野 友彰

委員長 田辺 恵

1. 納涼会（7月21日（水））

今年は、「屋形船から東京の夜景を満喫する夕べ」と題しまして、4年ぶりとなる屋形船で納涼会を開催させて頂きました。船宿は、“東京で一番美しくスカイツリーが見える”（と船宿が自称する）「屋形船・寿司の駒形」を、山本彰司先生からご紹介いただき、3家族を含む39人という多くのご参加をいただくことができました。

既に梅雨も明けて夏本番という猛暑ではありましたが、幸いにも晴天での開催となり、絶好の屋形船日和の中、出航場所の厩橋からは建設途中の東京スカイツリーを間近に美しく眺めることができ、「東京で一番美しく…」というのも首肯できるロケーションでした。電車の遅延やお仕事の影響で、出航時間の19時ギリギリに到着された何人かの先生もいらっしゃいましたが、1人の欠席者・遅刻者も出すこともなく、無事に厩橋のたもとから予定時刻通りに出航できました。

今年の夏の暑さが異常ともいえるものであったことは、ご記憶に新しいかと思いますが、当日も、その余りの暑さによる喉の渇きを潤すために急遽、開会の辞に先行させて、まずもってビールで乾杯をした程でした。

厩橋を出船してからは、蔵前橋、両国橋、新大橋、隅田川で最も美しいと言われる清洲橋、隅田川大橋、忠臣蔵でお馴染みの永代橋、相生橋、レインボーブリッジを経てお台場の入り江に至るまで、普段見ることのない隅田川からの風景を満喫しつつ、揚げたての天ぷらとお寿司を堪能できました。

お台場の入り江で1時間ほど碇泊している間は、紙ヒコーキ大会やカラオケで過ごし、また、屋形船の屋上からお台場の夜景も楽しみました。

さて、その紙ヒコーキ大会は、今年の当委員会担当副幹事長が折り紙好きのために、去年の旅行会の



宴会に引き続き、第2回目の開催となりました。皆様、お付き合いいただきましてありがとうございました。余談ながら、紙ヒコーキ大会をしてもよいか、念のため、事前に船宿に連絡をしたのですが、その際、「外に向かって飛ばしませんよね？」と聞かれて「当然、船内限りの話です！」と答えたり、「飛ばす時、全員を一箇所に集めたりしませんよね？」と聞かれて「(40人が同時に移動するとそんなに大きく船が傾くのだろうか?)」と思いながらも「何人かごとに別れて飛ばします！」と答えたり、およそ社会人の納涼会の打ち合わせとも思えない問答を繰り返して、無事に了解をもらえました。紙ヒコーキを飛ばすには狭い船内で、約10人ずつ、それぞれ個性的な紙ヒコーキを船首側から飛ばしてもらいました。優勝は、弁理士同友会のタイガーウッズこと幹事長井澤幹先生で、見事、優勝商品「(折り紙の)トラ」を受け取られました。

約1時間の碇泊後、屋形船は既橋へと向かい、羽村先生による「七本締め」が行われて調度接岸となり、21時30分に下船、解散となりました。帰りに一人ずつもらったお土産のかりんとうが、とても美味しかったのも印象的でした。

今回の納涼会では、若手会員とベテラン会員の参加とが概ね同じ割合でご参加いただき、かつ、敢えて若手とベテランとが対面形式になるような席次としたことで、お互いにより交流を図ることができたものと思われます。



2. 旅行会 (11月6日(土) 及び7日(日))

本年度は、東海地区の会員の先生方をご参加いただききやすい場所を最優先に考え、静岡県・浜名湖

での旅行会をご用意させて頂きました。その結果、全体で33名（ゴルフのみのご参加2名を含む。）にご参加頂きました。特に、東海地区から2家族を含む13名という多くの参加を賜り、関東会員と東海会員とのよい親睦の機会になったものと思われます。

第1日目は、「実物大ガンダム像見学 i n 静岡」,「美味しい鰻のランチ i n 浜松」,「浜松城見学」の3つのオプションでした。東京駅を出発後、実物大ガンダム像見学のため静岡駅で途中下車、会場がある東静岡駅まで移動しました。大変良い天気にも恵まれ、ガンダム像が青空に映えて美しかったです。会場には今流行のB級グルメの屋台が立ち並び、鰻のランチを待ちきれずに「富士宮焼きそば」や、揚げパンにソフトクリームをのせた「コルネット」を食べた人もいました。

浜松駅まで移動し、駅前にある「うなぎ八百徳」にて、名物の「お櫃鰻茶漬け」を皆で食べた後、徳川家康の居城として有名な出世城「浜松城」へ向かい、ボランティアの案内人による解説を聞きながら城内を見学しました。



この初日オプションへの参加者は関東地域の会員の先生方のみでしたが、9名がガンダム見学から参加、鰻ランチでは更に5名が加わり、計14名で浜松城を見学の後、ホテル「開華亭」へ向かいました。



去年と同様に、宴会以外は総てオプションとし、ご参加の先生方がそれぞれ思い思いのプランニングをしていただけるよう企画いたしましたので、例えば、宴会までの時間を使って、浜名湖周辺をドライブされた東海地区の先生方もいらっしゃいました。

弁理士同友会の後述の折り紙部には手芸科があり、この第1日目に活動しました。岩田克子手芸科長の引率の下、浜名湖パルパルの工房にて太田雅苗子部員と共に、スワロフスキークリスタルでのキー

ホルダー作成を体験しました。あっと驚くほど可愛くて素敵な作品となり、大満足でした♪

ホテル開華亭には、さすがの温泉地だけあって沢山の種類のお風呂（虹色の湯船、6タイプの風呂）が楽しめる施設があり、日頃の疲れを癒していただけたものと思います。

18時半からの宴会では、幹事長井澤幹先生による開会のご挨拶に始まり、会員の先生方からご挨拶をいただいた外、昨年度と同様に、弁理士同友会の女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」の紹介などのゴルフ企画や（はい、またまた出ました）、紙ヒコーキ大会で盛り上がりしました。第3回目となった紙ヒコーキ大会では、童心に返って真剣に紙ヒコーキを飛ばす先生が多数、また、お子様連れでご参加いただいた先生もいらっしゃいましたので、お子様方にも喜んで頂けたかと思います。そして優勝は、またまた幹事長井澤幹先生！見事、2連覇を果たされました。

余談ですが、弁理士同友会には折り紙部なるものがいつの間にか立ち上がっており、折り紙好きの今年の当委員会担当副幹事長がこれまたいつの間にか部長になっております。部活といっても名ばかり。活動もせいぜい飲み会などの場で部長が何かを折ってその場にいる方に差し上げる、という程度でした。しかし、今年の旅行会では、宴会の合間に、ご参加いただいた先生のお子様方を対象として、短い時間ながらも「折り紙教室」という、いかにも折り紙部らしい活動が初めて実現しました。

第2日目は、初日と同じく良い天候に恵まれる中、「ゴルフ大会」と「観光」との2つのオプションに別れて楽しみました。

ゴルフ大会は、レイク浜松カントリークラブに



おいて行い、東京会員10人、東海会員4人、計14人の参加者でラウンドし、優勝：田辺敏郎先生、準優勝：古谷史旺先生、第3位：稲葉民安先生、という結果となりました。気温も暑すぎず寒からず、紅葉が始まりつつあるコースの中をラウンドでき、和気藹々と気持ちの良いゴルフとなりました。スタートが遅い時間でしたので、ラウンド終了時には日没となり、表彰式を行った後、東海地域の先生方とお別れして、関東地域の会員は浜松駅へ向かい、19時10分発の新幹線にて東京へ無事に帰りました。



一方、観光では、奥浜名湖の遊覧船巡り、春華堂のうなぎパイファクトリー見学、エアパーク（航空自衛隊浜松広報館）見学を行いました。各目的地が離れていたのですが、タクシーを貸し切り目的地まで送迎してもらえたので、あまり不便さを感じることなく、ゆったりとした気持ちで観光することができました。東海会員の先生方とはエアパークでお別れして東京会員は浜松駅へ向かい、16時10分発の新幹線にて東京へ無事に帰りました。

今年の旅行会では、東海会員から多くの参加を頂くことができ、本年度旅行会の一番の目的を達成できたことが大変嬉しいものとなりました。さらに、若手会員とベテラン会員の参加とが概ね同じ割合で参加して頂きまして、互いの交流を図ることができたものと思われます。

最後になりましたが、本年度の福利厚生委員会の行事、特に納涼会及び旅行会に多くの会員の先生方にご参加いただき、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

（小野、仲村、岩田：記）

以 上

【平成22年度弁理士同友会会務活動報告】

平成22年度総務担当副幹事長 森 俊秀

2010年

2月 8日 弁理士同友会三役引継会 @古谷国際特許事務所

22日 第1回幹事会・定時総会 @弁理士会

第1号議案：平成21年度弁理士同友会の事業報告の承認を求める件

第2号議案：平成21年度弁理士同友会の会計報告の承認を求める件

第3号議案：平成22年度弁理士同友会の事業計画の承認を求める件

第4号議案：平成22年度弁理士同友会の予算の承認を求める件

22日 懇親会 @「御旦孤」虎ノ門店

3月 9日 第1回正副幹事長会 @弁理士会

19日 東海協議会・西日本慰労会

24日 組織委員会@「ブラスリー銀座ライオン」

31日 口述試験受験者向け口述練習会（第1回）

19時～@弁理士会3階

4月 9日 エンペランズ試走会 @皇居

14日 口述試験受験者向け口述練習会（第2回）

19時～@弁理士会2階

15日 福利厚生委員会・組織委員会合同委員会 @弁理士会

26日 弁理士会会派向け議案説明会 @弁理士会

28日 口述試験受験者向け口述練習会（第3回）

19時～@弁理士会2階

5月12日 登録祝賀会 @GARB 丸の内

13日 口述試験受験者向け口述練習会（第4回）

19時～@弁理士会2階

14日 エンペランズ @皇居

19日 弁理士クラブ執行部との懇親会

26日 口述試験受験者向け口述練習会（第5回）

19時～@弁理士会2階

27日 第1回研修会 @弁理士会2階

『著作権法の最前線－著作権法における最近の改正と今後の検討課題－』

講師：山本 隆司 先生（弁護士）

5月29日 パテントマスターズ2010 @沼津ゴルフクラブ

6月 9日 口述試験受験者向け口述練習会（第6回）

19時～@弁理士会3階

11日 エンペランズ @皇居

17日 女子ゴルフ部練習 @神宮外苑

19日～20日 日本弁理士クラブ旅行会 @湯河原「山翠楼」

29日 口述試験受験者向け口述練習会（第7回）

19時～@弁理士会3階

7月 7日 口述試験受験者向け口述練習会（第8回）

19時～@弁理士会2階

10日～11日 西日本弁理士クラブ旅行会

@辰口温泉「たがわ龍泉閣」

16日 正副幹事長会 @弁理士会2階

16日 エンペランズ @皇居

21日 納涼会 @屋形船

22日 口述試験受験者向け口述練習会（第9回）

19時～@弁理士会2階

8月 6日 エンペランズ @皇居

12日 顧問・相談役会 @弁理士会

18日 口述試験受験者向け口述練習会（第10回）

19時～@弁理士会2階

24日 政策研究会 @弁理士会

懇親会 @東海大学校友会館

28日 口述試験受験者向け口述練習会（第11回）

19時～@弁理士会8階

9月 4日 北海道研修 @北海道

4日 パテント杯準々決勝敗退

7日 若手バーベキュー（若手向き納涼会）@銀座

10日 エンペランズ @皇居

13日 第2回研修 @弁理士会

『オープン・イノベーションと特許制度のあり方』

講師：田村 善之 先生（北海道大学大学院法学研究科教授）

27日 口述試験対策講習会 @弁理士会

30日 第1回東海委員会 @名古屋

10月 1日 幹事会・臨時総会

議案：平成23年度弁理士会役員候補予定者推薦の件

6日 口述練習会 @弁理士会

8日 口述練習会 @名古屋

14日 第3回研修 @名古屋・弁理士会

『公序良俗を害するおそれのある商標（商標法4条1項7号）の解釈について』

講師：鈴木將文先生（名古屋大学教授）

15日 選挙対策委員会中間報告会 @「初つぼみ」霞ヶ関店

21日 選挙対策委員会打ち上げ会 @「蛇の目鮎本店」神田

11月 6日～7日 旅行会 @浜名湖

16日 顧問・相談役会 @弁理士会

29日 合格祝賀会（東海） @名古屋国際ホテル

30日 就職説明会（東京） @弁理士会

【対象者】新規合格者・転職希望者

12月 7日 幹事会 @弁理士会

7日 忘年会 @霞ヶ関「頤和園」

13日 プチ合格祝賀会 @虎ノ門

【対象者】口述試験受験者向け口述練習会参加者

同好会通信

テニス同好会

会長 神崎 正浩

7位でした！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、残念ながら7位となってしまいました。最下位を免れたものの、後ろから2番目です。

参加メンバーは、柳順一郎先生、清水さん、神崎夫婦の4人です。全員で全力を尽くしましたが、勝ち星に恵まれず、このような結果となりました。他のチームのエースをお借りして臨んだ試合でも、良い結果が出ませんでしたので、何も言うことはありません。

しかし、試合後のパーティーでは、柳先生の奥様も参加して戴き、とても楽しい時間を過ごすことができました。連敗続きで、返ってメンバーの結束が高まったような気がします。

後日、同メンバーにより、日比谷公園のテニスコートで練習会を行い、充実した練習？を行いました。練習後は、銀座の高級居酒屋？でビールを飲み、親睦を深めました。親睦だけは一流です。

次回の大会では、是非、上位に食い込みたいと考えております。

以 上



同好会通信

ジョギング部「エンペランズ」

会長 大橋 剛之

ジョギング部エンペランズ結成

1. きっかけ

今年度から同友会の新しいクラブとしてジョギング部エンペランズを立ち上げました。

ある組織委員会の会議の中で、何か勉強会以外に会員の勧誘につながるイベントみたいなものはないか検討したことが、立ち上げのきっかけでした。それじゃあ、昨今の健康ブーム、マラソンブームに乗ったイベントをやってみようという話になったのです。せっかくやるなら部活にしておもうというところまで話が発展し、ジョギング部エンペランズが誕生しました。

ネーミングについては、マラソン部、ランニング部、陸上部などいくつか候補がありましたが、結局初心者にも敷居が高くなさそうなジョギング部が採用されました。エンペランズの由来については、後述します。



2. 試走会

ジョギング部エンペランズが誕生して間もなく活動内容が決まりました。とりあえずランニングブームに乗かって作った部活なので、活動も皇居ランブームに乗かって皇居を1周走ってみようということになりました。

活動内容が決まるや否や、さっそく試走会を行うことになりました。試走会の目的は2つ。1つ目はとりあえず皇居のコースを実際に走ってみること。実際に走ってみると、その日はちょうど桜が見ごろの時期だったこともあり、試走をしたメンバーからは皇居のコースは好評でした。皇居は1周5キロなのですが、ゆっくり走れば、距離も特に問題なさそうでした。

そしてもう一つの目的は、着替えをする施設の確認です。私自身は何度も皇居を走ったことがありましたが、私1人で走っていたときは近くの銭湯で着替え等を済ませてしまっていました。しかし、銭湯は狭いので団体で行くには不向きです。そこで、「ランステ」、「ランベース」など実際に近くのロッカー&シャワー施設を回ってみました。結局着替えをする施設は最初に使用した「ジョグリス」に落ち着きました。広くてきれいで空いていたため、団体でも使用できそうだったからです。



3. 活動内容

まず活動日ですが、試走会を行ったのが第2金曜日だったこともあり、第2金曜に活動しようということになりました。そして、試走会の翌月の第2金曜から実際に活動を開始しました。基本的には月1回活動することを目指しましたが、やんごとなき事情も多数重なり、冬になるとだんだん活動頻度が少なくなってきてしまいました。また暖かくなれば活動頻度も多くなると思います。

活動メンバーですが、きっかけがきっかけでしたので、同友会への勧誘も一部兼ねておりました。そのため、同友会員だけでなく近年の合格者にも広く参加を呼びかけました。各回概ね10名前後の参加者で、そのうち同友会員は約半数でした。

活動日の大体の流れですが、まず、19時に半蔵門駅に集合します。その後、「ジョグリス」にて着替えを済ませ、19時半頃から準備体操をして皇居を走り始めます。走るときは、ペースの速いAチームとペースの遅いBチームに分かれます。Aチームは、ランニングで皇居を1周し、調子の良いときは2周したりしていました。Bチームは、ランニングとウォーキングを織り交ぜ、休憩もとりながらゆっくりと皇居を1周します。そして、21時頃「ジョグリス」に戻ってシャワーと着替えを済ませ、21時半頃に半蔵門駅で解散。希望者は打ち上げに行くというのが大体の流れです。中には打ち上げから参加する方もいたりします。

さて、ジョギング部の愛称「エンペランズ」の由来ですが、第1回活動の打ち上げの時に、お酒の席の勢いで決まてしまいました。しかも、全会一致でした。「エンペランズ」は、皇居にいる天皇「エンペラー」の周りを走る「ランニング」ということにちなんでいます。



4. 最後に

最近話題の東京マラソンですが、フルマラソンの部と10キロの部があります。10キロの部ならば、実に皇居2周分の距離です。これならジョギング部エンペランズで走っていただければ問題なく完走出来るのではないのでしょうか。活動メンバーの一部は、実際に来年の東京マラソンに応募してみました。しかし、全滅。残念ながら、応募者全員抽選で落ちてしまいました。今後いつの日か、ジョギング部エンペランズの誰かに東京マラソンを走ってもらい、みんなで応援に行って楽しみたいと思います。

さて、ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消に、ブームに乗かって、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験、一切問いません。初心者、未経験者大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。是非一度活動に足を運んでみて下さい。

なお、東京マラソンの抽選に絶対当たる自信のある強運の持ち主も大募集中です。

5. ジョギング部エンペランズ参加者（同友会員のみ）（敬称略、順不同）

大橋 剛之（部長）、笹野 拓馬（副部長）、岩田 克子、大和田 昭彦、越場 洋、田辺 恵、仲村 圭代、本田 淳、本田 文乃、森 俊秀

以 上

同好会通信

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」

部長 太田 雅苗子

新入会員獲得！！

電撃的に Cheers☆女子ゴルフ部が誕生し、昨年10月に第1回の部活を開催してから早一年が経過しました。その間、部活を開催したい気持ちは部員一同常に持っており、「近々やろう！」、「ハーフラウンドかショートコースに行こう！」などと声は上がるものの、「冬は寒いから」、「今は仕事が忙しいから」など、何やかんやと理由がついてなかなか開催できないまま時間が経過（汗）。気がつけばもう夏も間近に迫る頃、遂に、昨年11月2日以来の第3回部活が、本年6月17日（木）19時から、明治神宮外苑ゴルフ練習場で開催されました。この日は、「オープン部活」と称して、Cheers 部員及び同友会会員のみならず、会派無所属の方、他の会派に所属の方にも広く門戸を開き、業界初の女子ゴルフ部を体験して頂く機会としました。

当日は、Cheers☆ゴルフ部のエース、古川友美さん、マネージャーの岩田克子さん、経理担当の田辺恵さんの他、紛れもなく男子だけど女子ゴルフ部に勇気をもって所属してくれている小野友彰さん、井澤幹コーチ、名ばかり部長の私に加えて、ジョギング部所属の大橋剛之さんも参加して下さったほか、新規合格者・他会派所属弁理士が男女各4名ずつ参加して下さり、計15名と盛況な練習会になりました。初めて参加して下さった新規合格者・他会派所属弁理士の皆さんは、業界初の女子ゴルフ部という部活動に非常に関心を持って下さり、同友会若手会員ならではの和気藹々とした雰囲気を実感して頂くことができました。他の会派では、ゴルフ部、ゴルフコンペというと、弁理士登録うん十年、ゴルフ暦

もうん十年という重鎮の先生方が勢ぞろいし、とても若手初心者がノコノコ参加できる雰囲気ではないようですが、我が同友会では、私達のような初心者ゴルファーも非常に温かく（？？実は迷惑と思われている可能性は否定できませんが・・・（汗））迎えて頂き、コンペにも参加させて頂いています。第3回の部活は、非会員との交流を通じて、同友会の先生方の理解と寛大な心に、部員一同改めて感謝し、「同友会って素敵♪」と再認識する機会になりました。



なかなか部活が開催できない中、Cheers☆ゴルフ部員の皆さんは、各自自主練で腕を磨き、この日もまた無料では申し訳ないほど懇切丁寧でわかりやすく、優しい井澤コーチの熱血指導を受け、今年の同友会旅行会コンペでの自己ベスト更新に向けて各自汗を流しました。その頃、いつもの様に颯爽と Cheers ☆ゴルフ部のエース、古川友美さんが練習場に登場し、ヒールパンプスで華麗に飛ばして、第3回の部活は無事終了しました。

その後は、串焼き狄（てき）にて恒例の懇親会。そして、その場で、なんと Cheers☆女子ゴルフ部第一回のオープン部活という初の試みにして、早くも同時に2名の同友会新入会員を獲得するという快挙を達成しました！ 合格祝賀会等の会員獲得を目的とした活動ではなく、こうした同友会員同士の親睦活動を通じて、同友会のオープンで明るい雰囲気を実感して頂いた結果、新規会員獲得という副産物が生まれるという、正に理想的な成果をもたらすことができ、Cheers☆女子ゴルフ部及びその関係者一同、とても嬉しい日になりました。

☆実戦 ～旅行会コンペ@レイク浜松カントリークラブ～

11月7日快晴。青い空に高台で一足早く真っ赤に色づいた紅葉が映える最高のゴルフ日和。Cheers ☆女子ゴルフ部待望の2回目のコンペがスタート。

前日から皆、ルールとマナーの予習・復習に余念がなく、翌日に備えて前夜は深酒せずに早めに就寝し、自己ベスト更新に向けて準備万端で臨みました。

今年は、普段あまりお目にかかれない東海の先生方の参加も多く、足りない腕を笑顔と愛嬌で勘弁して頂く！という作戦は使えそうにない（笑）という緊張感に包まれながらスタートしましたが、そこはさすが同友会の紳士的な先生方！ 皆さんとても快く初心者の方の面倒も見て下さり、リラックスしてラウンドを楽しむことができました。そのお陰で、岩田さんと田辺さんは、自身で立てた目標スコアを見事クリアすることができ、同組でまわった古川さんと小野さんは、お互いに最終ホールまで一步も譲らない熱戦を繰り広げ、私自身も午前ハーフ自己ベスト達成。Cheers☆女子ゴルフ部一同、素晴らしい活躍

を遂げることができ最高の一日になりました。昨年同様、今年も旅行会コンペ前夜の宴会にて、「Cheers ☆女子ゴルフ部応援企画！」を開催して頂き、コンペに参加されない先生方からも、女子ゴルフ部の活動にたくさんのご寄付を頂きました。本当にありがとうございました。これからも Cheers ☆女子ゴルフ部一同、同友会の先生方の理解と温かい応援を支えに、益々ゴルフ道に勤しみます！

以 上



同好会通信

野球同好会「パイレーツ」

キャプテン 小島 猛

ベスト 8 の快進撃！！

2010年、酷暑の夏、我々パイレーツも暑い夏を過ごすことができました。8月に行われたパテント杯野球大会。パイレーツ旋風が起きました。なんと、40チーム余り参加するこの大会でベスト8まで進出してしまいました。

まずは1回戦。以下のような結果となりました。

1回戦結果

総務課・企画調整課	0	0	0	0	0	1		1
パイレーツ	0	0	2	3	1	×		6

特に須田投手の好投が光り、着実に得点を重ねて6－1と快勝でした。野球らしいスコアになっています。応援に来た女性陣も我がチームの強さにびっくりしていました。



さて、続いて2回戦。

2回戦結果

セイワ パテント&ロー	0	0	0	0	2	0	2	4
パイレーツ	1	2	3	0	0	2	×	8

序盤から得点を重ね、またもや快勝。まだ野球らしいスコアになっていますね。初めてフルイニングの7回まで試合ができました。得点差があつて余裕があつたせいか、試合の途中から監督は相手チームの知り合いの選手の指導をしていました。



続きまして3回戦。この時点でベスト16です。そろそろ強豪が出てくるころです。

3回戦結果

INPIT	4	1	0	0	6			11
パイレーツ	8	2	2	0	×			12

1回の表、いきなり4点をとられました。さすがに3回戦だし、これまでか・・・、と思ったのもつかの間、その裏に何と8点とって大逆転！その後は相手の攻撃を抑え、こちらは着実に得点を重ねて、12-5で最終回の相手の攻撃を迎えました。7点あるから楽勝だと思ったのがいけなかったのか、あれよあれよと打ち込まれ、遂に1点差に。しかし、何とか逃げ切って1点差の勝利でした。野球は最後まで、下駄を履くまで分からないという言葉を実感した試合でした。



続いて、いよいよ準々決勝。ベスト8です。○回戦という言葉ではなく、○○決勝という言葉に変わります。優勝がちらつき始めます。40チーム中、わずかに残っているチームは8チームしかないので。着替えをするクラブハウス（といっても椅子とテーブルと足を洗う水道がある程度ですが・・・）にいる人数がこれまで見たことがないくらい少ないのです。



しかし、結果は残念ながら・・・

準々決勝結果

Electros	3	3	5	0				11
パイレーツ	4	1	1	1				7

1回表に3点を取られましたが、その裏に逆転。しかし、2回以降も相手の攻撃を抑えきれず、結局

4点差で負けてしまいました。

準々決勝まで進出することができて良かったという感じはありますが、やはり悔しさの方が勝っています。来年は優勝めざし、頑張りたいところです。

以 上



平成 22 年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長 井澤 幹

副幹事長 (9 名)

総務 森 俊秀

会計 石川 憲

山本 彰司 日本弁理士会役員協議委員会

坂口 信昭 人事委員会, 広報委員会

岩田 克子 法規委員会, 研修委員会

茜ヶ久保公二 政策委員会, 北海道委員会

山本 喜一 東海委員会, 北陸委員会

大橋 剛之 組織委員会

小野 友彰 福利厚生委員会

幹事 (147 名)

愛智 宏	秋元 芳雄	足立 勉	天野 泉	新井 全
飯田 昭夫	伊賀 誠司	五十嵐和壽	井澤 洵	石渡 清太
磯野 道造	稲葉 民安	岩田 享完	岩田 克子	大賀 眞司
太田 直矢	大津 洋夫	大塚 明博	大貫 和保	大橋 剛之
大橋 弘	岡田 英彦	小川 眞一	長内 行雄	恩田 博宣
粕川 敏夫	金久保 勉	川崎 好昭	川津 義人	川俣 静子
神崎 正浩	菊池 新一	菊池 徹	木森 有平	熊谷 隆
黒川 弘朗	桑原 稔	小池 晃	越川 隆夫	小島 猛
小玉 秀男	小林 保	小林 正治	坂口 信昭	坂本 光雄
笹川 拓	佐々木 功	三林 大介	椎原 英一	塩田 伸
志賀 正武	柴田 淳一	清水 修	清水 敬一	下出 隆史
白崎 真二	神保 欣正	杉本 良夫	鈴木 市郎	鈴木 利明
須田孝一郎	関 昌充	関原亜希子	高尾 裕之	高野 昌俊
高橋 章	高橋早百合	竹内 裕	武田 賢市	竹山 宏明
田代 和夫	田中 武文	田中 治幸	田中 雅雄	田辺 恵

田辺 敏郎	谷口 登	谷山 守	田村 榮一	旦 武尚
土川 晃	恒川 圭志	積田 輝正	戸川 公二	戸村 隆
戸村 哲郎	内藤 哲寛	内藤 嘉昭	中里 浩一	永田 豊
中畑 孝	中原 文彦	中村 武司	中村 直樹	中村 政美
中村 盛夫	中山 伸治	成瀬 重雄	新関 和郎	西 和哉
西浦 嗣晴	仁科 勝史	西野 茂美	野口 賢照	羽切 正治
服部 素明	蓆 経夫	林 信之	原田 信市	廣江 武典
福田 鉄男	藤井 稔也	古川 友美	古谷 史旺	本田 崇
松下 満	松田 克治	松田 忠秋	松本 英俊	松本 謙
丸山 英一	三島 広規	宮坂 徹	本宮 照久	森 哲也
八鍬 昇	山木 義明	山崎 高明	山田 武史	山田 智重
山本 喜一	山本 彰司	吉田 精孝	吉田 哲	吉村 俊一
米山 淑幸	若林 広志	廣瀬 一	和田 肇	

監事（2名）

青山 仁	吉田 芳春
------	-------

顧問（24名）

岩田 享完	大塚 明博	大貫 和保	大橋 弘	岡田 英彦
黒川 弘朗	佐々木 功	清水 修	須田孝一郎	高橋 章
竹内 守	田中 武文	積田 輝正	内藤 嘉昭	中里 浩一
中村 政美	中山 伸治	西野 茂美	仁科 勝史	野口 賢照
蓆 経夫	松本 英俊	八鍬 昇		

相談役（32名）

天野 泉	飯田 昭夫	五十嵐和壽	井澤 洵	磯野 道造
小川 眞一	長内 行雄	恩田 博宣	菊池 新一	小池 晃

小林 保	小林 正治	坂口 信昭	坂本 光雄	志賀 正武
高尾 裕之	竹内 裕	武田 賢市	田中 雅雄	田辺 敏郎
戸村 隆	中畑 孝	原田 信市	古谷 史旺	本田 崇
丸山 英一	森 哲也	山本 彰司	吉田 精孝	吉田 芳春
山崎 高明				

常任委員会

(1) 研修委員会 (担当副幹事長：岩田 克子)

委員長 山田 武史

委員 中村 信彦

(2) 福利厚生委員会 (担当副幹事長：小野 友彰)

委員長 田辺 恵

委員 大石 恵 太田 雅苗子 山下 幸彦 仲村 圭代

(3) 人事委員会 (担当副幹事長：坂口 信昭)

委員長 小林 保

委員 新井 全 神保 欣 西野 茂美 本宮 照久 吉村 俊一

(4) 法規委員会 (担当副幹事長：岩田 克子)

委員長 本田 淳

委員 三島 広規 竹山 宏明 米山 淑幸 中村 信彦

(5) 日本弁理士会役員協議委員会 (担当副幹事長：山本 彰司)

委員長 丸山 英一

副委員長 小川 眞一 長内 行雄 中村 盛夫

委員 藤浪 一郎 山木 義明 旦 武尚 藤井 稔也 笹川 拓
林 信之 本田 淳 大賀眞司

(6) 広報委員会 (担当副幹事長：坂口 信昭)

委員長 笹川 拓

委員 藤井 稔也 三島 広規

(7) 組織委員会 (担当副幹事長：大橋 剛之)

委員長 笹野 拓馬

委 員 越場 洋 佐尾山 和彦 須田 守一 本田 文乃

(8) 政策委員会 (担当副幹事長：茜ヶ久保 公二)

委員長 藤井 稔也

委 員 天野 泉 小川 眞一 小池 晃 笹川 拓 笹野 拓馬
関 昌充 竹内 裕 恒川 圭志 古谷 史旺 丸山 英一
山田 武史 吉田 芳春 本田 淳

(9) 東海委員会 (担当副幹事長：山本 喜一)

委員長 佐藤 大輔

委 員 岡田 英彦 恩田 博宣 飯田 昭夫 綿貫 達雄 足立 勉
内藤 哲寛 廣江 武典 福田 鉄男 土川 晃 小玉 秀男
後藤 昌弘 稲葉 民安 越川 隆夫 松原 等 金久保 勉
下出 隆史 竹中 弘 柴田 淳一 中村 武司 服部 素明
三林 大介 江間 路子 小林 徳夫 恒川 圭志 石岡 隆
高荒 新一 武川 隆宣 神谷 雅敏 太田 直矢 北川 泰隆
山田 裕輔 澤田 昌久 本田 淳 早川 雅也 藤田 隆訓
加藤 圭一 田林 大介 長谷 久生 森岡 智昭 加藤 浩一
佐久間 卓見 渡邊 豊之 助廣 朱美

(10) 北陸委員会 (担当副幹事長：山本 喜一)

委 員 木森 有平 戸川 公二 大谷 嘉一 川崎 好昭 松田 忠秋

(11) 北海道委員会 (担当副幹事長：茜ヶ久保 公二)

委員長 石埜 正穂

委 員 中村 直樹 伊藤 隆夫 岩城 全紀 川成 康夫
杉山 誠二 武部 悟 吉田 一男 古田 和義 本田 淳

平成22年度日本弁理士会役員等

1. 日本弁理士会役員

副会長 山崎 高明

監事 (2年度) 田中 雅雄

常議員 (2年度) 青山 仁 谷口 登 中原 文彦

(1年度) 三島 広規 森 俊秀

2. 日本弁理士会委員会委員

(1) 福利厚生委員会

委員長 中村 盛夫

委員 小林 保

(2) 防災会議

委員 (2年目) 堂本 環 廣瀬 一

(3) 例規委員会

副委員長 坂口 信昭

(4) 総合政策検討委員会

委員 井澤 幹

(5) 役員制度検討委員会

委員 田中 秀喆 五十嵐 和壽

(6) 地域知財活動本部企画調整委員会

委員 木森 有平

(7) 弁理士推薦委員会

委員 田村 榮一

(8) 財務委員会

副委員長 石川 憲

(9) 会館等委員会

委 員 井澤 幹

(10) 知的財産政策推進本部

委 員 旦 武尚 鷹取 政信

(11) 弁理士法改正特別委員会

委 員 西野 茂美

(12) 知財流通・流動化検討委員会

委 員 野口 賢照

(13) 特許委員会

委 員 佐尾山 和彦 藤井 稔也 粕川 敏夫

(14) 意匠委員会

委 員 仁科 勝史 恩田 博宣 岩城 全紀 仲村 圭代

(15) 商標委員会

委 員 林 實 井澤 幹 太田 雅苗子 本宮 照久 林 信之
岩田 克子 小野 友彰

(16) ソフトウェア委員会

委 員 新井 全

(17) バイオ・ライフサイエンス委員会

委員長 石埜 正穂

委 員 本田 文乃

(18) 著作権委員会

委員長 関 昌充

副委員長 恒川 圭志

委 員 石川 幸吉 高村 隆司 吉村 公一 花村 太

(19) 産業競争力推進委員会

委 員 関 昌充

(20) 不正競争防止法委員会

委 員 大貫 和保 磯野 道造 廣江 武典 吉村 公一

(21) 業務対策委員会

委 員 森 俊秀 坂本 光雄

(22) 特許制度運用協議委員会

副委員長 中原 文彦 松原 等

(23) ADR推進機構

委 員 大津 洋夫 松本 英俊 西澤 和純

(24) 技術標準委員会

委 員 松本 英俊

(25) インターン制度運営委員会

委 員 北川 泰隆

(26) 知財経営コンサルティング検討委員会

委 員 岩城 全紀 山本 喜一

(27) パテントコンテスト委員会

委員長 飯田 昭夫

委 員 田辺 恵

(28) 農林水産知財対応委員会

委 員 小川 眞一

(29) 弁理士サービス価格検討委員会

委 員 杉本 良夫

(30) 弁理士試験制度検討委員会

委 員 安彦 元

(31) 継続研修未受講者処分検討委員会

委 員 小林 保

3. 日本弁理士会研修所

委 員 (2年目) 山田 武史 山下 幸彦 木内 敬二 豊山 おぎ 平野 昌邦

委 員 (1年目) 茜ヶ久保 公二 河野 隆一

4. 日本弁理士会中央知的財産研究所

委 員（2年目） 小野寺 隆 白井 建哲

委 員（1年目） 越場 洋

5. 日本弁理士会知的財産支援センター

センター長 （2年目） 小林 保

委 員（2年目） 吉田 淳 宮坂 徹

委 員（2年目） 越場 洋 林 信之

6. 日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長（2年目） 竹山 宏明

副センター長（1年目） 大津 洋夫

委 員（2年目） 藤浪 一郎 神戸 真澄

委 員（1年目） 町田 正史 山本 喜一

7. 国際活動センター

委 員（2年目） 本田 淳 高田 大輔 越川 隆夫

委 員（1年目） 庄司 亮 高橋 剛一

8. 広報センター

委 員（2年目） 本田 淳 越場 洋

委 員（1年目） 笹川 拓 金久保勉 山下 幸彦 大橋 剛之

同友会会則

第1条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- （1）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催
- （2）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催
- （3）刊行物の発行
- （4）弁理士試験受験者の指導
- （5）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第4条（組織）

- （1）本会は、第2条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。
- （2）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第5条（役員とその選任）

- （1）本会には、つぎの役員を置く

幹事長 1名

副幹事長 数名

幹事 若干名

監事 2名

- （2）役員は、総会において会員中より選任する。

第6条（役員の職務と権限）

（1）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（2）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（3）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（4）監事は、会計を監査する。

第7条（役員の任期）

- （1）役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- （2）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第8条（会議の種類と議長）

本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第9条（総会）

- （1）本会は、毎年2月末日までに定時総会を開催する。
- （2）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第10条（総会の議決事項）

総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第11条（幹事会）

- （1）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
- （2）幹事長は、幹事の3分の1以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
- （3）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第12条（幹事会の権限）

幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第12条の2（正副幹事長会）

正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

第12条の3（正副幹事長会の権限）

正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第13条（議決）

会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第15条（顧問及び相談役）

- （1）本会は、総会又は幹事会の議決によって第5条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
- （2）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
- （3）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第16条（事務、会計年度）

本会の事務年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第16条の2

会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第17条（施行日）

本会則は、昭和49年12月4日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成13年10月3日より施行する。

付 則 本会則の一部改正のうち、第16条に関する改正は、平成17年4月1日より施行し（ただし、第16条の規定に拘らず、平成17年度は平成17年4月1日に始まる。）、第9条に関する改正は、平成18年1月1日より施行する。

編集後記

お陰様で、2010年度「弁理士同友会だより」（電子版第2号）の発行が無事完了しました。

本年度は電子版移行後の第2号ということで、同友会広報委員のノウハウがかなり蓄積されてきており、手探りの中の作成だった昨年度の第1号とは異なって、かなりスムーズに編集発行作業が進みました。

また、本号においては、理由は全く不明ですが、原稿執筆を依頼させて頂いた大半の先生方からのレスポンスが非常に良く、原稿執筆依頼の受領確認から原稿自体の受領までスムーズに作業が進みました。昨年度のような殆どストーリーまがいのメール・電話攻勢を広報委員からかける必要がなく、気持ちの良いやりとりが出来ました。お忙しい中、原稿を執筆して頂いた先生方に厚く御礼申し上げます。

しかしながら、一点だけ非常に気がかりな事項があります。本年度、弁理士同友会のある委員会（広報委員会ではありません）に出席した際に自己紹介させて頂く機会を得て、20名程度の先生の前で自己紹介を兼ねて昨年度の弁理士同友会だより（電子版第1号）をご覧頂いたかについて挙手をお願い致しました。そのところ、昨年度の同友会だよりにご執筆頂いた先生方+αの数名の先生のみが挙手されました。がっくり。殆どの方が挙手なしです。この編集後記を読まれた先生方、是非是非是非、他の会員にも周知方を宜しくお願い致します。特に本号は、会長選挙、弁理士会の動向等、かなり核心を突いた原稿が多く、非常に興味深いものでした。是非、多くの会員にご覧頂きたく存じます。

最後に、私からの様々な質問に快くご回答頂きました今年度同友会幹事長の井澤先生、総務の森先生及び担当副幹事長の坂口先生、過去の同友会だよりの編集経験からの的確なアドバイスを多々授けて下さいました広報委員の藤井先生及び三島先生に重ねて御礼申し上げます。

平成22年度広報委員長

笹川 拓

弁理士同友会だより 第16巻 第1号(電子版第2号)

発行日 2010年12月28日

発行 弁理士同友会

編集・制作 広報委員会



弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子を表現しています。